

# 一般社団法人全日本配合飼料価格畜産安定基金定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人全日本配合飼料価格畜産安定基金（以下「全日基」という。）という。

(事務所)

第2条 全日基は、主たる事務所を東京都港区に置く。

2 全日基は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 全日基は、原料価格に起因する配合飼料価格の変動によって生ずる畜産経営者の損失を補てんすること、畜産経営安定長期平均払事業（以下「平均払事業」という。）の円滑な実施の促進及び国等が行う畜産振興に関する事業の推進を図ることにより、畜産経営の安定及び畜産の健全な発展を図り、もって国民に対する畜産物の安定供給と価格安定に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 全日基は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 配合飼料の価格差補てん契約及び異常価格差補てん交付金交付契約の締結、通常補てん積立金の徴収及び返還、異常補てん積立金の徴収並びに通常価格差補てん金及び異常価格差補てん金の交付に関する事業
- (2) 平均払事業に係る損失の補償及び必要原資の融通並びに平均払事業の促進のための助成に関する事業
- (3) 第5条第2項第5号の会員の業務運営の指導に関する事業
- (4) 国等が行う畜産振興に関する事業の実施及び推進に関する事業
- (5) その他全日基の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

## 第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 全日基に次の会員を置く。

- (1) 正会員
- (2) 賛助会員

2 正会員は、全日基の事業に賛同して入会した個人又は団体であって、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 畜産経営者
- (2) 畜産物の共同仕入れ又は販売を行う者
- (3) 関税定率法（明治43年法律第54号）第13条第1項の規定に基づき、税関長の承認をうけた飼料製造工場（以下「承認工場」という。）において、配合飼料の製造を行う者

(4)前号に掲げる者が組織する団体であって、全国の区域を地区とするもの

(5)全日基と類似の目的を有する一般社団法人であって、その目的とする事業が一の都道府県の区域を地区とするもの

(6) 独立行政法人農畜産業振興機構

3 賛助会員は、全日基の事業に賛同し、全日基の事業を賛助するため、加入した個人又は団体とする。

4 前2項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(会員資格の取得)

第6条 全日基の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込をし、その承認を受けなければならない。

(入会預り金)

第7条 正会員は、入会に当たり1口以上の預り金を預けなければならない。

2 預り金1口の金額は、10万円とし、全額を一時に預けるものとする。

3 基金は、正会員が退会し、払戻しの請求があったとき、入会預り金を返還するものとする。ただし、退会するときから1年を経過した場合には、この限りでない。

4 基金は、退会した正会員が基金に対して支払うべき債務があるときは、前項の規定により返還する額と相殺することができる。

(経費の負担)

第8条 全日基の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

2 会員は、前項の負担する経費の支払いについて相殺をもって、全日基に対抗することはできない。

3 既納の会費は、会員の退会の場合においても、これを返還しない。

(届出)

第9条 会員は、次のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を全日基に届け出なければならない。

(1)正会員たる資格を失ったとき。

(2)氏名若しくは名称又は住所若しくは主たる事務所の所在地に変更があったとき。

(3)定款又は規約に変更があったとき。

(4)代表権を有する者の氏名又は住所に変更があったとき。

(任意退会)

第10条 会員は、理事会において別に定める退会届を理事長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる

できる。この場合、その会員に対し、総会の日から1週間前までに理由を付して除名する旨の通知をし、総会において決議の前に弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 全日基の定款、理事会で定めた業務方法書又はその他規則に違反したとき。
- (2) 全日基の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) 全日基の業務を妨げ、又は信用を失わせる行為をしたとき。
- (4) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により除名したときは、その会員に対し、除名した旨を通知するものとする。

(会員の資格喪失)

第12条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員の同意があったとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。
- (4) 第5条第2項第1号から第5号までのものでなくなったとき。

2 会員が前項によりその資格を喪失したときは、全日基に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

3 全日基は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及び第4条第1項第1号の積立金は、これを返還しない。

## 第4章 総会

(構成)

第13条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額及び支給の基準
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 長期借入金の借入限度額
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款に定められた事項

(開催)

第15条 総会は、定時総会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集す

る。

- 2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第17条 総会の議長は、当該総会において正会員の中から選出する。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、正会員1会員につき1個とする。

(決議)

第19条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 長期借入金の借入限度額
- (6) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理人又は書面による決議)

第20条 総会に出席できない正会員は、代理人をもって、また、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決権を行使することができる。

- 2 前項の規定により議決権を行使する者は、出席者とみなす。
- 3 第1項の書面は、総会の開催日の前日までに全日基に到達しないときは、無効とする。
- 4 第1項の場合には、正会員又は代理人が代理権を証する書面を全日基に提出しなければならない。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及び出席した正会員の中からその総会において選任された議事録署名人2名以上が、記名押印する。

## 第5章 役員及び会計監査人

(役員及び会計監査人の設置)

第22条 全日基に、次の役員を置く。

- (1) 理事 18 名以上 22 名以内
- (2) 監事 3 名以内
- 2 理事のうち 1 名を理事長、2 名を副理事長、1 名を常務理事とする
- 3 前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、常務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。
- 4 全日基に、会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

第 23 条 理事及び監事並びに会計監査人は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 全日基の理事のうちには、理事のいずれか 1 人及びその親族その他特殊な関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。
- 4 全日基の監事には、全日基の理事（親族その他特殊な関係がある者）及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に特殊な関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

第 24 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、全日基を代表し、その業務を執行し、副理事長は理事長を補佐し、常務理事は理事会の定めるところにより、業務を分担執行する。
- 3 理事長及び常務理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 25 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、全日基の業務及び財産の状況を調査することができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第 26 条 会計監査人は、法令で定めるところにより、全日基の貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書を監査し、会計監査報告を作成する。

- 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。
  - (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
  - (2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第 27 条 役員及び会計監査人の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の終了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第 22 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有す

る。

- 4 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、その定時総会において別段の決議がなされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第28条 役員及び会計監査人は、総会の決議によって解任することができる。

- 2 監事は、会計監査人が次のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は解任した旨及び解任の理由を解任後最初に招集される総会に報告しなければならない。

- (1)職務上の義務に違反し、又は職務を懈怠したとき
- (2)会計監査人としてふさわしくない非行があったとき
- (3)心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(報酬等)

第29条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める役員報酬等規程により、報酬等として支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を執行するために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 会計監査人の報酬等は、監事の過半数の同意を得て理事会において定める。

(役員等の損害賠償責任の一部免除)

第30条 全日基は、役員又は会計監査人の一般法人法第111条第1項の損害賠償責任について、同法第114条第1項の規定により、理事会の決議によって、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 全日基は、外部役員及び会計監査人との間で、一般法人法第111条第1項の損害賠償責任について、同法第115条第1項の規定により、理事会の決議によって、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低限度額とする。

## 第6章 理事会

(構成)

第31条 全日基に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1)全日基の業務執行の決定
- (2)理事の職務の執行の監督
- (3)理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、常務理事が理事会を招集する。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当る。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

## 第7章 運営委員会

(運営委員会)

第37条 全日基に運営委員会を置く。

2 運営委員会は、理事長の諮問に応じ、次の事項を調査審議する。

- (1) 配合飼料の価格差補てんに関する事項
- (2) 平均払事業に関する事項
- (3) その他全日基の目的を達成するために必要な事項

3 運営委員は、20人以内とし、次の者のうちから理事会の承認を得て理事長が任命する。

- (1) 畜産経営者
- (2) 正会員又はその役職員
- (3) 配合飼料又は畜産経営に関し学識経験を有する者

4 この定款に規定するもののほか、運営委員会の組織及び運営に関し、必要な事項は、理事会の決議を経て、別に理事長が定める。

## 第8章 業務の執行

(業務方法書)

第38条 全日基は、業務方法書をもって、第4条第1項第1号及び第2号に関する事業に係る事項を規定するものとする。

2 業務方法書の作成及び変更については、理事会の決議を経て行うものとする。

3 第5条第2項第5号の資格による会員は、あらかじめ全日基と協議の上、配合飼料価格差補てん事業の業務の方法に関する規程を定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。

## 第9章 資産及び会計

(資産の構成)

第 39 条 全日基の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する

- (1) 会費
- (2) 寄附金
- (3) 通常補てん積立金
- (4) 異常補てん積立金及び異常補てん交付金
- (5) 平均払事業に伴う収入
- (6) 第 4 条第 1 項各号の事業に係る助成金及び交付金
- (7) 資産から生ずる果実
- (8) その他の収入

(資産の管理・運用)

第 40 条 全日基の資産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は、次に掲げる各号によるほか、理事会の決議を経て、別に定める資産管理運用規程によるものとする。

- (1) 理事会の定める金融機関への預金
- (2) 国債、地方債及び金融債の取得

(事業年度)

第 41 条 全日基の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 42 条 全日基の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(長期借入金)

第 43 条 全日基は、その事業に要する経費の支弁に充てるため、総会で定めた長期借入金の限度額の範囲内で、理事会の承認を経て、長期借入金の借入をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 44 条 全日基の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第 3 号から第 5 号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録
- (7) キャッシュフロー計算書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号、第 6 号及び第 7 号の書類につい



ては、定時総会に報告するものとする。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(1) 監査報告

(2) 会計監査報告

(3) 理事及び監事の名簿

(4) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

## 第10章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第45条 この定款は、総会の決議により変更することかできる。

(解散)

第46条 全日基は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の分配)

第47条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第48条 全日基が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第11章 事務局

(事務局)

第49条 全日基の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、所要の職員を置き、理事長が任免する。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が、理事会の議決を経て、別に定める。

## 第12章 公告の方法

(公告の方法)

第50条 全日基の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行うものとする。

## 第13章 補則

(細則)

第51条 この定款に定めるもののほか、全日基の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

## 附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）

第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人設立の登記の日から施行する。

- 2 全日基の最初の理事長は能登章友と、会計監査人はあずさ監査法人とする。
- 3 整備法第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第 41 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始の日とする。

#### 附 則

- 1 この定款の変更は、総会の議決があった日（平成 26 年 6 月 20 日）から施行する。